

○経済産業省告示第二百五十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、令和三年一月二十七日から施行する。

令和二年十二月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。 一 「略」 二 輸出令別表第一の五の項（十八）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第十五号ハ又はニに該当するもの 三 二十 「略」	輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。 一 「略」 二 輸出令別表第一の五の項（十八）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第二号又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの 三 二十 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。